

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第36号)

令和2年6月29日

令和2年6月29日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市個人情報保護条例第42条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年3月16日付け行財発第2号により徳島市長から諮問のありました保有個人情報の不開示決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った保有個人情報の不開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、取り消すべきである。

#### 第2 事案概要

- 1 令和2年1月24日付けで、審査請求人は、「                    （                    死亡）にかかると介護認定記録 ※平成20年以降死亡時まで」について徳島市個人情報保護条例（平成17年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）第14条に基づく保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和2年2月7日付けで、処分庁は、「徳島市個人情報保護条例第14条に規定する開示請求権は自己を本人とする保有個人情報の開示請求権であり、本件では請求の対象が自己の個人情報では無いため。」ということを経由として、不開示とする本件処分を行った。
- 3 令和2年3月10日付けで、審査請求人は、本件処分に不服があるとし、本件処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和2年3月16日付けで、当審査会は、審査庁から条例第42条第1項に基づく諮問を受けた。
- 5 当審査会の本件の審査に際し、審査庁に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、令和2年4月2日付けで当該文書が提出された。これに対し、審査請求人に「意見書」の提出を求めたところ、令和2年4月20日付けで当該文書が提出された。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 相続協議の必要書類として、弁護士の指示により、正当な相続人である審査請求人が開示請求したものであり、本件不開示決定に納得がいかない。
- 2 処分庁の決定理由説明書では、最判平成31年3月18日集民261号195頁(以下「最高裁判例」という。)を引用し、介護認定情報を「使用しなければならない事情はうかがわれず、相続協議に必要不可欠とは言えないため、審査請求人の個人情報には当たらない」としている。

審査請求人は、亡母の遺産相続協議に当たり、介護認定記録等から生前の本人の心身の状態及び判断力の有無・程度を確認する資料として適正に活用するものである。
- 3 浜松市の事例では、介護認定記録等の開示請求は使用目的を示さずに遺族ができることとされている。
- 4 姫路市の個人情報保護審議会の答申では、法定相続人に対する要介護認定資料の提供に関して、「遺産相続協議において、要介護認定書類を必要とする理由には合理性がある。」とされている。
- 5 遺産相続協議の参考資料として、金融機関等に対して亡母通帳からの「払戻請求書」の写しや「預貯金預払状況」を請求し、提供を受けている。

### 第4 処分庁の主張の要旨

最高裁判例においては、相続財産についての情報が被相続人に関するものとして生前に個人情報に当たるものであったとしても、そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相続人等に関するものとして個人情報に当たるということとはできず、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきものとされている。

本件開示請求情報は被相続人亡母の介護認定に関するものであり、仮に審査請求人がこの情報を取得したとしても、審査請求人が相続人の立場で当該介護認定情報を使用しなければならない事情はうかがわれず、相続協議に必要不可欠なものとはいえないため、相続財産を取得した相続人等に関する個人情報とは認められず、審査請求人自身の個人情報に当たらないとしたものである。

### 第5 審査会の判断

当審査会が第1のとおり判断した理由は、以下のとおりである。

- 1 条例における「個人情報」に死者の個人情報は含まれるか否かについて
  - (1) 条例第14条に基づく保有個人情報開示請求は、請求者本人に関する個人情報についてその内容を確認することにより、その個人情報の正確性や取扱いの適正性を担保することを目的としている。
  - (2) 本件開示請求は、遺産相続協議における資料としての使用を目的として、相続人で

あることを理由としてなされたものであるところ、そもそも条例における「個人情報」とは、死者の個人情報も含むか否かが問題となる。

- (3) ここで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項には、「個人情報」の定義において「生存する個人に関する情報」であることが文言上明らかとなっている。

一方、条例における「個人情報」の定義は条例第2条第2号にあるところ、同号の文言は「個人に関する情報」となっている。

すなわち、条例では、法律上「生存する個人に関する情報」と定義づけられている個人情報について、あえて「生存する」という言葉が除かれている。

このことから、条例における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報に限定しない趣旨であると解釈することができる。

- (4) また、条例第1条にうたわれているように、条例の目的は「市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」であるから、この条例の趣旨からしても、「個人情報」をあえて生存する個人に関する情報に限定する必要性もない。

- (5) したがって、条例における「個人情報」には、死者の個人情報も含まれると解される。

## 2 条例第14条に基づく死者の個人情報の開示請求が認められる場合について

- (1) もっとも、条例第14条は「自己を本人とする」保有個人情報の開示請求権を定めたものであるところ、死者が自己の個人情報を開示請求する場合は想定できないことから、条例第14条に基づき死者の個人情報が開示請求される場合とは、死者以外の者が請求する場合であることは明らかである。

条例が「個人の権利利益を保護すること」を目的としており、条例において保護される「個人情報」の中に死者の個人情報が含まれると解される以上、死者であっても名誉や信用は保護されなければならない。

通常、条例第14条に基づき死者の個人情報を請求するのは遺族が想定されるところ、たとえ遺族であっても本人以外には開示されたくないであろう死者のセンシティブな個人情報まで無制限に開示されるのでは、条例における死者の個人情報を保護する趣旨に反するものと考えられる。

そこで、条例第14条に基づき遺族に死者の個人情報の開示請求権を認めるかどうかについては、別途検討されるべきである。

- (2) 具体的には、開示請求できる者の範囲及び開示対象となる死者の個人情報の性質等を総合考慮して判断されるべきであると考えられる。

### 3 本件開示請求について

- (1) そこで本件開示請求についてみていくと、まず、審査請求人が本件開示請求の対象となる死者の遺族、中でも本人の子であることについて争いはなく、提出資料からも認めることができる。

条例において、死者の個人情報の開示請求権が付与される者についての規定を欠いており、その範囲が明らかではないところではあるが、少なくとも本人の子については開示請求権が認められるべきであるといえる。

- (2) また、本件開示請求の対象となる介護認定記録の内容は、身体、認知等の機能や精神・行動障害に関する調査員の調査結果、主治医による傷病、心身の状態、生活機能に関する意見書等であり、家族として認識できるような介護認定時の状態に関するものであって、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日厚生労働省老健局長他通知）」においても、利用者が死亡した際に遺族から介護関係の諸記録について照会が行われた場合、事業者は、「診療情報の提供等に関する指針」において定められている取扱いに従って、遺族に対して記録の提供を行うものとしてされていることに鑑みれば、条例の趣旨からしても、開示することに問題は無いと考えられる。
- (3) したがって、本件開示請求については認められるべきである。

### 4 最高裁判例について

以上の結論に対し、処分庁の示す最高裁判例は、個人情報保護法に基づき、相続人から銀行に対し、被相続人の自筆証書遺言の真正の確認を目的として、被相続人が当該銀行に提出した印鑑届出書の写しの開示を求めた事案であり、本件開示請求とは死者の個人情報保護に関する法的根拠や事案自体が異なり、その論理をそのまま採用できるものではない。

### 5 本件審査請求に対する判断

以上より、条例における死者の個人情報保護の趣旨からは、その死者の個人情報を確認しうる主体が存在すべきであるところ、本件は遺族の中でも特に本人の子が、相続人として遺産相続協議のために被相続人に関する介護認定記録を開示請求するものであって、遺族に対する開示を制限すべき情報ともいえないことから、非開示とした本件処分は妥当ではない。

## 第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 付言

当審査会の判断は以上であるが、死者の個人情報の開示等について付言する。

死者の個人情報の開示については、個人情報保護法や各自治体の個人情報保護条例により取扱いが異なるが、本件においては条例の文言や制定経緯、現状等に鑑み、当審査会として解釈により判断を行ったものである。

しかし、実際の運用においては、開示請求権を有する遺族の範囲や順位、開示の制限の判断基準等について、一層の検討が必要である。

また、死者の介護認定記録の開示について、他の自治体の例を参考に、条例に基づく外部提供として、条例第10条第2項第6号に基づき当審査会の意見を聴いたうえで制度化する等の対応も検討されたい。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年3月16日	審査庁から諮問書を受理した。
令和2年3月26日 (令和元年度第12回審査会)	諮問の説明を行った。
令和2年4月2日	処分庁が決定理由説明書を提出。
令和2年4月20日	審査請求人が意見書を提出。
令和2年4月21日 (令和2年度第1回審査会)	審議を行った。
令和2年6月1日 (令和2年度第2回審査会)	審議及び答申案の検討を行った。
令和2年6月29日 (令和2年度第3回審査会)	答申を決定した。